

(特定公契約に該当する工事の請負契約及び業務委託契約の受注者及び下請負者用)

公契約条例に関するお知らせ ～労働条件報告書等の提出について～

この契約は、日進市公契約条例（令和3年日進市条例第16号）に規定する労働条件の確保について報告を求める公契約（特定公契約）に該当します。

受注者及び下請負者は、下記の手続きが必要となります。詳細については、日進市ホームページの「日進市公契約条例」を確認してください。

1 労働条件報告書の提出

受注者は、労働条件報告書を作成し、契約締結後、速やかに市の発注担当課に提出してもらいます。

また、一次下請、二次下請、再委託、再々委託を問わず、公契約に係る業務を行う下請負者は労働条件報告書を作成し、当該業務に係る契約締結後、速やかに受注者が取りまとめ、市の発注担当課に提出してもらいます。

2 労働者への周知

労働条件報告書を提出した受注者及び下請負者は、労働者に周知するためのチラシ等を作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付してもらいます。

※ 労働条件報告書及び労働者に周知するためのチラシの様式については、日進市ホームページからダウンロードできます。

3 特定公契約の適用範囲

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が500万円以上の次に掲げる業務委託契約
 - ア 庁舎等の清掃の業務
 - イ 庁舎等の警備の業務（機械警備業務を除く。）
 - ウ 庁舎等の電話交換又は受付の業務
 - エ 給食調理の業務